

窓口支援事例 【東京都 知財総合支援窓口】

企業情報

株式会社 Re i Rose

所在地	東京都渋谷区		
ホームページ URL	http://fillin1.com		
設立年	2010年	業種	技術サービス業
従業員数	2人	資本金	400万円

企業概要

オフしない「ジェルネイル フィルイン」（商標登録第 5867744 号）は持ちの良さ 5 週間以上」のコンセプトで技術を 2007 年から研究・追求し、考案、発展させました。フィルインセミナーやフィルインスクールにて、プロのネイリストに普及活動を行っております。今まで毎回アセトンでオフをするジェルネイルの見直しを念頭に置きジェルネイル フィルインサービスを受ける顧客の満足度が上がることを目的とし、ネイリスト 及び フィルインの皆様と共に技術向上・社会的地位の向上を計ってまいりたい所存です。



自社の強み

これまで常識であった アセトン（劇物指定有機溶剤）を使用してジェルネイルをオフ（溶解除去）することを回避し、ジェルを足して埋める技術としてフィルインがあります。このジェルネイル フィルイン技術を安定させる考案技術を定着させることが可能となります。施術スピード効率をあげるためネイルマシン（ドリル）を使用する「マシンフィルイン 1 層残し」の商標登録も取得しています。マシンを使用することで、カラージェルとトップジェルだけを削り落とし、古いクリアジェルを残した状態が「一層残し」で、商標登録を取得しています。アセトンを使用せず、施術者・被施術者の健康を害することを避け、元の爪を良い状態で維持しつつ継続的にジェルネイルが通年楽しめる技術を提供しています。顧客には、「長持ちする、はがれない、浮かない」と喜ばれており、リピーター率も高く、ネイルサロンの経営を安定させることが可能となっています。



一押し商品

フィルイン技術の登録商標「一層残し」（商標登録第 5865794 号）「マシンフィルイン 1 層残し」（商標登録第 5823511 号）とアメリカントールペイントのグラデーション技法をネイルに転換、独自のカリキュラムを構成した「トールネイルアート」（商標登録第 5215234 号）（筆による手描きのグラデーション立体的アート）が主力商品です。この 2 技術は高度な技術を要しますが、ジェルネイル フィルイン施術の中に様々なアートを施す技術との融合で顧客に長く楽しんで頂けます。



窓口活用のきっかけ

同社がネイルサロン&スクール用の教材・治具などを創作し、その保護を求めて相談窓口に来訪し、専門家相談したことが発端となりました。

最初の相談概要

依頼内容は、実用新案・特許での保護でしたが、専門家（弁理士）と依頼内容を把握した上で、商標権による保護がふさわしいことを提案しました。

商標出願にあたり、指定商品・指定役務の選択、分類の選択、商標案の登録可能性（先登録や識別性）について、専門家（弁理士）からアドバイスをを行いました。

その後の相談概要

数回の専門家（弁理士）との面談の後、数件の商標出願を行い、中間処理についても窓口で対処法をアドバイスしました。現在複数の商標権を取得するとともに、追加の商標出願、被異議申立てへの対応や、模倣被害への商標権の有効活用、新製品のアイデアへの支援など支援内容が多岐にわたっています。

窓口を活用して変わったところ

事業への知的財産の取得や活用について、知識を深めて頂きました。

今後は、日本デコラティブペインティング協会活動へもブランド力を生かした展開が期待されます。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

知的財産権が遠い存在のものとして認識していたことが何回も通ってご支援を頂いたことで身近に感じることができました。諦めずに、聞き伺うということが大切だと実感いたしました。皆様もどしどし活用ください。

窓口担当者から一言（氏名：馬淵 昌樹）



同社は高い技能を伝承するため、協会の設立を志向するなど、今後は会員への商標権使用許諾契約や会員規約など契約面でのフォローも必要となる可能性があります。

今後も新製品開発など知的財産活動の活発化に期待します。

窓口支援事例 【東京都 知財総合支援窓口】

企業情報

株式会社 Re i Rose

所在地	東京都渋谷区		
ホームページ URL	http://fillin1.com		
設立年	2010年	業種	技術サービス業
従業員数	2人	資本金	400万円

企業概要

「オフしないジェルネイル フィルインは 持ちの良さ5週間以上」のコンセプトでジェルネイル フィルイン技術を2007年から研究・追求し、考案、発展させました。フィルインセミナーやフィルインスクールにて、プロのネイリストに普及活動を行っております。今まで毎回アセトンでオフをするジェルネイルの見直しを念頭に置きジェルネイル フィルインサービスを受ける顧客の満足度が上がることを目的とし、ネイリスト 及び フィルインの皆様と共に技術向上・社会的地位の向上を計ってまいります。



自社の強み

これまで常識であった アセトン（劇物指定有機溶剤）を使用してジェルネイルをオフ（溶解除去）することを回避し、ジェルを足して埋める技術としてフィルインがあります。このジェルネイル フィルイン技術を安定させる考案技術を定着させることが可能となり、商標登録「Fill in」を取得しています。施術スピード効率をあげるためネイルマシーン（ドリル）を使用する「マシーンフィルイン 1層残し」の商標登録も取得しています。マシーンを使用することで、カラージェルとトップジェルだけを削り落とし、古いクリアジェルを残した状態が「一層残し」です。アセトンを使用せず、施術者・被術者の健康を害することを避け、元の爪を良い状態で維持しつつ継続的にジェルネイルが通年楽しめる技術を提供しています。顧客には、「長持ちする、はがれない、浮かない」と喜ばれており、リピーター率も高く、ネイルサロンの経営を安定させることが可能となっています。



一押し商品

フィルイン技術の登録商標「Fill in」（登録番号 5823636）「マシーンフィルイン 1層残し」（登録番号 5823511）とアメリカントールペイントのグラデーション技法をネイルに転換、独自のカリキュラムを構成した「トールネイルアート」（登録番号 5215234）（筆による手描きのグラデーション立体的アート）が主力商品です。この2技術は高度な技術を要しますが、ジェルネイル フィルイン施術の中に様々なアートを施す技術との融合で顧客に長く楽しんで頂けます。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

同社がネイルサロン&スクール用の教材・治具などを創作し、その保護を求めて相談窓口に来訪し、専門家相談したことが発端となりました。

最初の相談概要

依頼内容は、実用新案・特許での保護でしたが、専門家（弁理士）と依頼内容を把握した上で、商標権による保護がふさわしいことを提案しました。

商標出願にあたり、指定商品・指定役務の選択、分類の選択、商標案の登録可能性（先登録や識別性）について、専門家（弁理士）からアドバイスをを行いました。

その後の相談概要

数回の専門家（弁理士）との面談の後、数件の商標出願を行い、中間処理についても窓口で対処法をアドバイスしました。現在複数の商標権を取得するとともに、追加の商標出願、被異議申立てへの対応や、模倣被害への商標権の有効活用、新製品のアイデアへの支援など支援内容が多岐にわたっています。

窓口を活用して変わったところ

事業への知的財産の取得や活用について、知識を深めて頂きました。

今後は、日本デコラティブペインティング協会活動へもブランド力を生かした展開が期待されます。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

知的財産権が遠い存在のものとして認識していたことが何回も通ってご支援を頂いたことで身近に感じることができました。諦めずに、聞き合うということが大切だと実感いたしました。皆様もどしどし活用ください。

窓口担当者から一言（氏名：馬淵 昌樹）



同社は高い技能を伝承するため、協会の設立を志向するなど、今後は会員への商標権使用許諾契約や会員規約など契約面でのフォローも必要となる可能性があります。

今後も新製品開発など知的財産活動の活発化に期待します。